

# 神栖市空き家解体支援事業補助金のご案内

【老朽化等により周辺的生活環境の保全に著しく有害となる空き家等の自主的な解体を促進するため、空き家の解体費用の一部を補助する制度です。】

事前申請受付：令和6年5月9日（木）から開始します。定数に達し次第、終了となります。

## 対象者

- (1) 市税等の未納がないこと。
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 工事を年度内に完了する予定であること。
- (4) 補助対象空き家等の所有者等（共有者又は法定相続人等の当該空き家等に関する権利を有する者）が複数いるときは、その全員から解体の同意を得ること。
- (5) 土地所有者が申請するときは、空き家等の所有者等の全員から解体の同意を得ること。
- (6) 暴力団員等でないこと。



## 対象空き家

- (1) 市内に個人が所有するものであること。
- (2) 戸建住宅（一戸建ての住宅）又は併用住宅（居住部分の床面積が延床面積の2分の1以上の住宅）で主に居住の用に供していたものであること。
- (3) 申請の際、過去1年以上居住されていないものであること。
- (4) 建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること。
- (5) 公共事業による移転、建替え等の補償対象でないこと。

## 補助対象経費

- (1) 空き家等の躯体、建物設備、基礎、地下埋設物等の解体工事
- (2) 空き家等に附属する工作物（塀、車庫、物置等）の解体工事
- (3) 当該工事により生じた廃材の処分
- (4) 当該工事に必要な仮設工事
- (5) 敷地の埋め戻し及び整地に係る経費



### 【補助対象外】

○動産（家具・家電などの家財道具）の処分費用や解体後に砕石を敷く経費

## 対象工事

- (1) 補助対象空き家等の全てを除却し、更地にする工事
- (2) 市内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が行う解体工事
- (3) 建設業法の規定による許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた解体工事業者が請け負う解体工事

## 補助金額

- (1) 管理不全状態の空き家等：対象経費の2分の1（上限50万円まで）
- (2) 不良住宅：対象経費の2分の1（上限70万円まで）
- (3) 特定空家等：対象経費の2分の1（上限100万円まで）

◎事前調査申請後の現地調査にて補助対象となる空き家が判定を実施します。

◎空き家の状態によっては、解体補助金の対象に該当しない場合があります。

# 補助申請の流れ

**事前調査申請**・・・【必要書類】○事前調査申請書 【様式第1号】

- (1) 位置図（住宅地図等）
- (2) 配置図（敷地内の建物の配置 手書き可）
- (3) 解体工事前の現況写真（空き家の全景）
- (4) 土地及び建物の登記事項証明書（法務局）  
（未登記の場合は固定資産税評価証明書 市課税課）



**現地確認・事前調査**（市の職員が現地調査し、空き家の状態を確認します）

補助対象  
に該当

補助対象  
に該当しない

**結果報告**

**結果報告（補助対象外）**（事前調査から約1ヶ月後に結果報告書が届きます）

**補助金の交付申請**・・・【必要書類】○補助金交付申請書【様式第3号】

- (1) 事前調査結果報告書の写し
- (2) 誓約書兼同意書【様式第4号】
- (3) 申請者が市内に住所を有していない場合（住民票の写し  
及び納税証明書）
- (4) 位置図、配置図及び現況写真
- (5) 見積書及び内訳書の写し
- (6) 相続人が申請する場合（戸籍謄本又は除籍謄本の写し  
及び相続人が確認できる書類）
- (7) 代理人が申請する場合（委任状）

**補助金交付決定通知**（市から交付決定通知書が届きます）

**工事着工～完了**※必ず決定通知を受けてから工事を着工して下さい。

事業内容に変更があるとき・・・【必要書類】○変更承認申請書（様式第6号）

**工事の実績報告**・・・【必要書類】○補助金交付実績報告書【様式第8号】

- (1) 補助対象工事完了後の現況写真
- (2) 補助対象工事に係る請負契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 補助対象経費が確認できる内訳書の写し
- (5) 廃棄物処理に関する処分証明書（マニフェスト）の写し

**補助金の確定通知**（市から補助金額の確定通知が届きます）

**補助金の交付請求**・・・【必要書類】○補助金交付請求書【様式第10号】

**指定口座に振り込み**